

利用規約

キラキラピラティス（運営：有限会社マツウラ）

第1章 総則

第1条（名称及び運営）

当施設「キラキラピラティス」（以下「当スタジオ」といいます。）は、有限会社マツウラ（以下「当社」といいます。）が運営・管理する女性専用のマシンピラティススタジオです。会員は、本規約に基づき、当社との間で当スタジオの利用に関する契約を締結するものとします。

第2条（目的）

当スタジオは、会員各人の身体自己管理の啓蒙、心身の健康維持・増進、会員相互の親睦・交流を目的とします。

第2章 会員

第3条（会員制度）

- 当スタジオは、会員制フィットネスです。
- 当スタジオの会員とは、次条に定める入会資格を満たし、第6条の入会手続きを完了することで、当スタジオの利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）を当社と交わした個人又は法人をいいます。
- 当スタジオは、別に定める会員区分に応じて、利用できる範囲・条件・内容等を定めるものとし、会員区分を変更又は廃止することができます。
- 会員資格を第三者に譲渡し、引き受けさせ、又は担保に供することはできません。
- 会員証は、第三者に貸与・譲渡できません。

第4条（入会資格）

当スタジオ会員は、当スタジオの趣旨に賛同し、当スタジオが定めた規約・細則その他の運営規則を厳守することに同意した方で当スタジオが定める方法により入会手続きを行い、次の各号の条件をすべて満たすものとします。

- 当スタジオは女性専用施設のため、女性の方に限ります。
- 医師等から運動を禁止又は制限されておらず、当スタジオの利用に支障がない方。心臓病、高血圧症、皮膚病、精神病その他これらに類する疾患のある方は、安全確保のため、事前に医師の許可を得たうえでご利用ください。妊娠中の方は、安全確保のため、事前に医師及び当スタジオスタッフへご相談ください。
- 当スタジオの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
- 暴力団その他の反社会的勢力に該当せず、これらと関与していない方。
- 当スタジオの趣旨に賛同し、本規約その他の運営管理に関する規則を守れる方。

- (6) 刺青・タトゥー（ファッションタトゥーを含みます。）がある場合、他の会員への配慮のため、当スタジオ利用時はこれを隠すことに承諾いただける方。
- (7) 当スタジオが会員として不適当と認める事由のない方。

第5条（会員区分）

当スタジオの会員区分は、次のとおりとします。会員の要件及び利用範囲等の条件は、当スタジオが別途定めます。

- (1) 個人会員
- (2) 法人会員

第6条（入会手続及び費用）

- (1) 当スタジオを利用するための費用は、月会費及び施設利用料のみとし、入会金・事務手数料その他の諸費用はいただきません。
- (2) 入会を希望される方は、所定の手続きにより当スタジオの承認を得るものとします。当スタジオは、その裁量により入会申込を承認しないことができ、承認しない場合、その理由を示す必要はないものとします。
- (3) 入会希望者が当スタジオの承認を得て、当スタジオの定める入会手続（初回の月会費の支払を含みます。）を完了した時点で、本規約に基づく利用契約が成立し、入会希望者は当スタジオの会員となります。
- (4) 月会費は入会月を含む2か月分を初回にお支払いいただき、3か月目以降は、1か月分の月会費を前月20日にクレジットカードで決済します。施設利用料は当スタジオが定める方法によりお支払いいただきます。
- (5) 初月を月途中から利用開始する場合は日割計算とし、翌月から利用開始する場合は満額のお支払いとなります。
- (6) 一旦お支払いいただいた月会費・施設利用料等は返金しません。ただし、当スタジオの責めに帰すべき事由により利用できない場合その他法令上返金すべき場合は、この限りではありません。
- (7) 初回入会時は、入会月を含む2か月間は退会・プラン変更はできないものとします。キャンペーン継続期間条件内に退会される場合は、入会時の割引金額分をお支払いといただきます。
- (8) 当スタジオは、運営上の必要又は経済情勢の変動に応じて、月会費及び施設利用料の金額を変更することができます。

第7条（未成年者の取扱い）

18歳未満の未成年者の入会については、本人とその親権者（法定代理人）の連署により申込手続きを行い、親権者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。なお、当スタジオは高校生（16歳以上）からご利用いただけます。

第8条（施設の利用）

- (1) 会員は、当スタジオの営業時間内に、本規約・細則その他当スタジオの定める規則に従い、所定の方法に

より料金を支払って、当スタジオを利用できます。ただし、当スタジオが特別行事又は施設の改装・整備等を行う場合、施設の一部の利用を制限することができます。

- (2) 会員は、当スタジオ内ではスタッフの指示に従うものとします。
- (3) 当スタジオは、施設利用の円滑化を図るため利用を予約制とします。予約方法は当スタジオが定めます。

第9条（退会）

- (1) 会員が退会する場合は、当スタジオが定める方法により退会手続きを行うものとします。
- (2) 会員は、退会を希望する場合、退会希望月の前月 10 日まで（10 日が定休日の場合は前営業日まで）に、登録店舗への来店その他当スタジオが定める方法により、退会手続きを行うものとします。

（例）8 月退会を希望される場合は、7 月 10 日までにお申し出ください。退会日は 8 月 31 日、最終決済日は 7 月 20 日となります。

- (3) 月額会員の退会月の利用料は、退会が月の途中でであっても、全額をお支払いいただきます。
- (4) 月額会員が月額利用料を 3 か月分滞納し、又は滞納期間が 3 か月を経過し、当スタジオが支払いの意思を確認できない場合は退会となります。なお、当該会員は退会後も、滞納分の支払義務を引き続き負います。

第10条（プラン内容の変更）

会員は、プラン内容の変更を希望する場合、プラン変更希望月の前月 10 日まで（10 日が定休日の場合は前営業日まで）に、登録店舗への来店その他当スタジオが定める方法により、手続きを行うものとします。

（例）8 月からプラン内容の変更を希望される場合は、7 月 10 日までにお申し出ください。7 月 20 日から新プランでの決済が始まります。

第11条（会員除名）

当スタジオは、会員が次の各号の一つに該当する場合、何ら警告を要することなく、除名又は会員資格の一時停止をすることができます。

- (1) 当スタジオの施設及び備品を故意に破損した場合。
- (2) 当スタジオの名誉を傷つけ、又は秩序を乱した場合。
- (3) 会費その他の支払いを 3 か月以上滞納した場合。
- (4) 入会に際して虚偽の申告をしたことが明らかになった場合。
- (5) 第 4 条の各号を満たさなくなった場合。
- (6) その他、当スタジオが会員として不適当と判断した場合。
- (7) 6 か月間レッスンに出席せず、かつ継続の意思がない場合。
- (8) 当スタジオ内での営業・宣伝・勧誘活動又は販売行為が認められた場合。

第 12 条（会員資格喪失）

会員は、次の各号のいずれかに該当した場合に、会員資格を失います。資格喪失の時期は、各号のいずれかに該当した時点とします。

- (1) 会員が退会した場合。
- (2) 会員が第 11 条により除名された場合。
- (3) 会員が死亡した場合。
- (4) 法人が解散した場合。
- (5) 第 4 条に定める資格が欠けた場合。
- (6) 当スタジオが閉鎖した場合。

第 13 条（予約・キャンセル規定）

- (1) 会員は、予約を取り消す場合、予約したレッスンの 1 時間前まで（以下「予約取消期限」といいます。）に、当スタジオが定める方法により取消し手続きを行うものとします。
- (2) 予約取消期限を経過した後は、予約を取り消すことはできません。この場合、お支払いいただいた利用料は理由の如何にかかわらず返金せず、レッスン 1 回分の消化となります。

第 14 条（法人会員に関する特則）

自らが所属する法人、組合その他の団体等と当スタジオとの間の法人会員契約（以下「法人会員契約」といいます。）に基づき当スタジオを利用する会員（以下「法人所属会員」といいます。）については、本規約各条項に加え、次の各号が適用されます。

- (1) 法人所属会員は、第 4 条各号のほか、次のすべてに該当する方に限ります。
 - a. 自らが所属する法人、組合その他の団体等（以下「所属法人」といいます。）と当スタジオとの間で法人会員契約が締結されていること。
 - b. 法人会員契約に別に定める資格要件（以下「本資格要件」といいます。）がある場合これを満たすこと。
- (2) 法人所属会員となることを希望する方は、申込みに際し、所属法人の社員証その他当スタジオが定める本人確認書類を提示するものとします。記載内容に変更があった場合又は本資格要件を喪失した場合は、速やかに当スタジオへ届け出るものとします。
- (3) 月会費又は施設利用料等、本規約に基づき法人所属会員が負担すべき費用は、法人会員契約で定められた条件に従うものとします。
- (4) 法人所属会員は、次のいずれかに該当する場合、当スタジオ所定の時期をもって自動的に法人所属会員としての資格を失います。この場合でも、第 9 条第 2 項の退会手続きを行わない限り当スタジオの会員資格は継続し、第 5 条の会員区分に従い当スタジオ所定の利用料を所定の方法・期日により支払うものとします。
 - a. 法人会員契約が解除・退会その他の事由により終了した場合。

- b. 本資格要件を喪失した場合。

第3章 運営・管理

第15条（禁止行為）

当スタジオは、会員に対し、次の各号の行為を禁止します。

- (1) 許可なく当スタジオ内で撮影又は録音する行為。
- (2) 許可なく当スタジオ内で、物品の売買、営業活動又は勧誘をする行為。
- (3) 営利・非営利を問わず、ビラ等の配布、張り紙等の掲示、宗教活動、政治活動、署名活動その他これに準ずる行為。
- (4) 他の会員やスタッフに対する暴力行為、危険行為、痴漢行為、露出行為、ストーカー行為。
- (5) 当スタジオの器具その他の備品の損壊又は当スタジオ外への持ち出し行為。
- (6) 動物の持ち込み。
- (7) 酒気を帯びた状態で当スタジオを利用すること。
- (8) 他人に伝染し、又は伝染するおそれのある疾病を有する状態で当スタジオを利用すること。
- (9) 当スタジオ内・当ビル敷地内での喫煙及び飲酒。
- (10) 当スタジオの業務を妨げる行為。
- (11) 他人のスタジオ利用を妨げる行為。
- (12) その他、当スタジオが不相当と認める行為。

第16条（ゲストの利用）

当スタジオは、ゲストの利用について、本規約各条項に加え、次の各号を適用します。

- (1) 当スタジオは、会員が同伴し、又は所定の手続きにより当スタジオが承認した会員以外の方（以下「ゲスト」といいます。）に、会員の施設利用の妨げにならない範囲で、当スタジオの施設を利用させることができます。
- (2) ゲストは、第4条の入会資格を満たさなければならないものとします。

第17条（営業時間及び定休日）

- (1) 当スタジオの営業時間及び定休日は、別途定めるものとします。
- (2) 当スタジオは、諸般の事情により、営業時間及び定休日等を変更することができます。

第18条（施設の廃止・利用制限）

- (1) 天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢・経済状況の著しい変化その他やむを得ない理由が生じた場合、当スタジオは、施設の全部を閉鎖し、又は一部を廃止し若しくは利用を制限することができます。

- (2) 前項により当スタジオが閉鎖された場合、当スタジオは会員との契約を解除できるものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。この場合、当スタジオは、閉鎖により提供できなくなった役務に対応する前受けの利用料を会員に返金（精算）します。ただし、既に提供済みの役務の対価は、この限りではありません。

第 19 条（会員等の損害賠償・免責）

- (1) 会員及びゲスト（以下「会員等」といいます。）は、自己の健康状態を把握し、自己の責任において当スタジオを利用するものとします。
- (2) 会員等が当スタジオの利用に際して、当スタジオ又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責めを負うものとします。法人会員の利用者の場合は、登録法人も連帯して責任を負います。
- (3) 会員等が当スタジオの利用に際して被った人的・物的事故及び損害については、当スタジオの責めに帰すべき事由による場合を除き、当スタジオは責任を負いません。

第 20 条（当スタジオの損害賠償）

当スタジオは、会員等が当スタジオの利用に際して被った人的・物的損害について、当スタジオの責めに帰すべき事由がある場合、相当因果関係の範囲内でこれを補償します。ただし、当スタジオに故意又は重過失がある場合を除き、当スタジオの賠償責任は、会員が当該損害の発生時までの直近 1 か月間に当スタジオへ支払った利用料相当額を上限とします。

第 21 条（通知）

当スタジオの規約・細則その他管理・運営に関する事項の改正、インストラクター・トレーナーの変更等の通知又は予告は、公式 SNS 又は公式ホームページにより行います。

第 22 条（規約・細則の改定）

- (1) 本規約及び細則は、民法上の定型約款に該当します。当スタジオは、次のいずれかに該当する場合、本規約・細則その他当スタジオの定める規約を変更することができ、変更後の内容は全会員に適用されます。
- a. 変更が会員の一般の利益に適合するとき。
 - b. 変更が契約の目的に反せず変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の事情に照らして合理的なとき。
- (2) 当スタジオは、前項の変更を行う場合、その効力発生時期を定め、変更する旨・変更内容・効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでに、公式 SNS 又は公式ホームページ等により周知します。

第 23 条（反社会的勢力の排除）

- (1) 会員は、自己が暴力団その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び反社会的勢力と関係を有しないことを表明し、保証します。
- (2) 会員が反社会的勢力に該当すること、又はこれと関係を有することが判明した場合、当スタジオは、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除し、又は会員資格を停止することができます。

第 24 条（緊急時の対応）

- （1） 会員等の体調急変その他の緊急時において、当スタジオは、応急処置、救急への通報その他必要な措置をとることができ、会員等はこれに同意します。
- （2） 会員は、入会時に緊急連絡先を届け出るものとし、変更があった場合は速やかに当スタジオへ届け出ます。

第 25 条（私物・貴重品の管理）

- （1） 会員等は、自己の私物及び貴重品を自己の責任で管理するものとします。
- （2） 当スタジオは、当スタジオの責めに帰すべき事由による場合を除き、私物及び貴重品の盗難・紛失・破損について責任を負いません。
- （3） 遺失物は、当スタジオが定める期間保管したうえで、当スタジオの定める方法により処分することができます。

第 26 条（写真・動画等の取扱い）

当スタジオが撮影した写真・動画等について、当スタジオは、あらかじめ同意を得た会員に限り、当スタジオの広告・宣伝・サービス提供の目的で利用することができます。

第 27 条（可分性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が法令に基づき無効又は執行不能と判断された場合であっても、その他の条項及び残りの部分は、引き続き完全に効力を有するものとします。

第 28 条（準拠法及び合意管轄）

- （1） 本規約及び本契約の準拠法は、日本法とします。
- （2） 本規約又は本契約に関して生じた紛争については、広島地方裁判所福山支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

細則

第 1 条（会費等）

月会費及び施設利用料の金額は、別に定めるものとします。なお、入会金・事務手数料その他の諸費用はいただきません。

第 2 条（会費等費用の支払）

- （1） 会員の月会費及び施設利用料の支払は、原則としてクレジットカード決済とします。
- （2） 月会費の決済日は、毎月 20 日とします。
- （3） その他の費用の支払については、当スタジオの定める方法によるものとします。

第3条（施設利用の範囲）

会員及びゲストは、当スタジオを利用できるものとします。ただし、原則として会員に予約を求めるほか、利用時間を制限することがあります。

第4条（休業日）

当スタジオは、次の各号のいずれかに該当する場合、休業し、又は利用時間を制限することができます。これに関する通知又は予告は、公式 SNS 又は公式ホームページ等により行います。

- (1) 当スタジオで定める定休日。
- (2) 年末年始や夏季等の季節休業日。
- (3) スタジオの補修、保守、点検又は改修をする場合。
- (4) 当スタジオ内でイベント等を開催する必要がある場合。
- (5) 気象災害、トレーナーの急病・急用その他外因的事由によりやむを得ない場合。

第5条（名義変更）

当スタジオは、会員の名義変更を一切行わないものとします。

第6条（細則の改定）

- (1) 当スタジオは、必要と認めた場合、本細則を変更することができ、変更後の内容は全会員に適用されます。変更の手続については、本規約第22条を準用します。

運営者：有限会社マツウラ（キラキラピラティス）

代表者：代表取締役 松浦 悦児

個人情報保護方針

有限会社マツウラ（以下「当社」といいます。）は、ピラティススタジオをはじめとするフィットネス事業、物販事業等を展開するうえで、お客様・従業員等からお預かりする個人情報について、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護方針を次のとおり定めるとともに、全従業員がこれを遵守し、個人情報の適正な取扱いと厳正な保護に努めてまいります。

【個人情報保護方針】

1. 当社は、事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取得・利用及び提供を行います。特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いは行わず、目的外利用を行わないための措置を講じます。
2. 当社は、本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。
3. 当社は、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守し、日本産業規格「個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」（JIS Q 15001）に準拠した個人情報保護マネジメントシステムを策定し、適切に運用いたします。
4. 当社は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止及び是正のための措置を講じます。
5. 当社は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託した個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
6. 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情及び相談への適切かつ迅速な対応に努めます。また、当社が保有する開示対象個人情報の開示等の求め（利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加又は削除、利用の停止・消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示）について、適切かつ迅速な対応に努めます。
7. 当社は、個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善を行います。

個人情報の取り扱いについて

【事業者の氏名又は名称】

有限会社マツウラ 代表取締役 松浦 悦児

【個人情報保護管理者】

有限会社マツウラ 代表取締役 松浦 悦児（連絡先 084-928-9003）

【個人情報の利用目的】

- ・ 会員登録・会員管理のため。
- ・ お客様へのサービスの提供、お問合せ対応、ご利用に際しての各種連絡や緊急時対応のため。
- ・ 当社及び当社関連会社のレッスン・施術及びイベントの予約・実施・お知らせ（予約状況の管理、各種ご案内、会員システムの仕様・利用方法の変更や不具合のご連絡等）のため。
- ・ 品質・サービス等の向上のため、お客様との通話内容を録音する場合があります。また、店舗等当社施設において、防犯のため録画（録音を含みます。）を行う場合があります。
- ・ 会費及び商品代金の決済のため。
- ・ 商品の発送のため。
- ・ SNS・動画配信サイト及び公式サイト、広告による当社サービスのご利用状況（レッスン動画等）の配信のため（配信の許可をいただいたお客様に限ります）。
- ・ アンケートの実施・マーケティング調査のため。
- ・ 当社コンテンツ（アプリ・ウェブサイト・広告等）の開発・保守性の向上のため。
- ・ 広告効果の測定・分析及び広告の配信のため（広告配信事業者によるターゲティング広告を含みます）。

当社では、下記の広告提供事業者によるターゲティング広告を配信しています。各事業者のターゲティング広告の詳細や無効化の方法等は、各事業者のウェブサイトをご覧ください（URL は公開前に各社サイトで最新をご確認ください）。

- ・ Google 合同会社（<https://policies.google.com/>）
- ・ LINE ヤフー株式会社（<https://www.lycorp.co.jp/ja/>）
- ・ Meta 社（<https://about.meta.com/jp/>）
- ・ ByteDance 株式会社（TikTok）（<https://www.tiktok.com/>）

【個人情報の第三者提供について】

本人の同意がある場合又は法令に基づく場合等を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、お客様のご契約や利用状況に応じた広告をお客様自身へ配信することを目的として、暗号化したお客様のメールアドレス等を、下記の広告配信サービスへ提供する場合があります。

- ・ Meta カスタムオーディエンス

【個人情報の取扱いの委託について】

取得した個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合があります。委託先については、個人情報の取扱いに関する契約を締結する等、適切な管理を行います。

【保有個人データの開示等の請求等について】

当社では、保有個人データに関する利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加又は削除、利用の停止・消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示の請求（「開示等の請求等」といいます。）を受け付けております。手続については、個人情報お問い合わせ窓口へご連絡ください。ただし、法令等の規定により開示等できない場合があります。あらかじめご了承ください。

【個人情報を入力するにあたっての注意事項】

必須項目にご入力いただけない場合には、上記【個人情報の利用目的】に記すサービスが行えない場合があります。

【本人が容易に認識できない方法による個人情報の取得】

ご入力いただいた個人情報については、【個人情報の利用目的】に記すサービス目的のため、クッキー（Cookie）を利用してシステム管理を行っております。あらかじめご了承ください。

【個人情報の安全管理措置について】

取得した個人情報については、漏えい、滅失又は毀損の防止と是正その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

【制定者】

有限会社マツウラ 代表取締役 松浦 悦児

有限会社マツウラ 電話：084-928-9003（9:00～18:00）